

戦後生活改善の風俗改善運動

後藤育子*

Improvement of custom in the postwar period

GOTO Ikuko

キーワード：生活改善運動、生活改善普及事業、新生活運動、風俗、公民館結婚式

1. はじめに

2019年の末に新型コロナウイルスの大流行が始まり、それから4年にわたり人々の生活は一変した。大人数で集まる行事は自粛され、様々な生活習慣、風俗が簡素化されていった。

例えば、この数年で葬式の小規模化が進んでいる。葬儀場のCMでは家族葬がメインに押し出されるようになり、何人もの人が集まる大規模な葬儀は控えられるようになった。また、通夜や告別式を行わず、火葬のみを行う直葬も増加傾向にあるようだ。

新型コロナウイルスの流行は、年末年始のイベントにも影響を与えた。神社庁からは感染症対策のガイドラインが発表され、初詣が三が日に集中しないよう、分散参拝が呼びかけられた。それどころか、実家に戻って孫と祖父母が一緒にお雑煮を食べる、というようなごくごく一般的だった光景すら失われてしまった家庭も多いのではないだろうか。

数十年にわたり続けられてきた、「一般的」とされる行事も、一瞬で様変わりしてしまった。だが、それはマイナスなことばかりでは

ない。

葬儀は、故人の人生を表現する場としての側面があった。つまり、豪華な葬儀は故人の華々しい人生を表すし、たくさんの参列者は故人がどのくらい慕われていたかを表す。同様の価値観は結婚式でも見られるようだ。参列者が少ないことを気にする人のために、いわゆるサクラを呼んで人数を嵩増しするサービスもある。見栄を張りたいがために、キャパシティを超えた費用をかけて行われる式もあったのではないだろうか。

そうした背景の中で、家族葬が一般的になったことは、無駄な費用の削減にも繋がった。家族葬となれば、人を呼んだり大きなホールを借りたりする必要はなく、食事の準備なども少量で済むため、準備にかかる負担が減ったのである。周りから葬儀の規模について評価されることもないため、無理な出費もしなくてもよい。これはコロナによって変わった風俗の良い面といえるのではないだろうか。

この数年にかけての風俗の変化は、新型コロナウイルスという感染症の流行によって、やむなく行われた変化だ。今までできていた

* 島根大学法文学部社会文化学科卒業生

ことが制限されたり、やらなくてもよかったことをしなければいけなくなったりすれば、反発があるのは想像に難くない。実際、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行してからは、今まで自粛されていた行事が取り戻されつつある。

長く続いた習慣を変革するのは、たとえ世界を震撼させた感染症であっても難しいことである。しかし、習慣や風俗を変えようとする動きは、何も感染症の影響によるものだけでなく、長い間行われていた。

今回は、日本で行われた風俗改善について、生活改善という観点から、事例を紹介しつつ、どのように風俗の変化を行おうとしたのか論じていく。

2. 戦前の生活改善

まず、生活改善という言葉に注目して定義づけていきたい。

第二次世界大戦後、食料不足、住宅不足、物資不足に悩まされた日本では、貧困問題の解決が急務であった。特に、現金収入が少なく古い習慣が残っていた農村部では抱えた問題も多く、その中で、国民生活を合理化、簡素化し、物質的・精神的な欠乏を克服しようとする動きが活発化した。これ等の運動を総括して生活改善運動と呼ぶことにする。

生活改善という言葉の初出は1909年の6月7日付の『東京朝日新聞』であるとされる〔吉田 1999: 539〕。当時の生活改善運動としては農業の効率化のために農談会を開いたり、婦人会で食生活や衣類の研究をしたりといった活動が行われていた。一方で、婚礼や葬礼に関しては、簡素化が行われていたようであるが、「地域特有の慣行を背景に持つ風俗の改良という多分に精神面の改善実行

には、多くの困難が横たわっていた」〔田中 2011: 14〕と言われている。

第一次世界大戦が終わったころになると、ヨーロッパで生活の合理化や簡素化運動が活発化する。その影響か、日本でも生活改善運動が広まっていった。

1919年に発表された大臣訓令に応じる形で「民力涵養運動」が始まった。これは、「府県・群支庁・各市町村および各市町村の各地方団体が、形式的には自主的に自ら実行計画を立てて、遂行していった自己改造運動」〔岩本 2011: 93〕であり、戦後の生活改善運動にも大きな影響を与えた運動といえるだろう。

翌年の1920年には文部省が財団法人生活改善同盟会を設立し、時の記念日を設定、時間を正確に守ることが呼びかけられた。また、ヨーロッパの合理化運動に習って、衣食住環境の改善や儀礼の簡素化も目指されたが、明治期の風俗の改良が難航したのと同様に、結果は芳しくなかったようである。なぜなら、ヨーロッパの活動に影響を受けたものであったために、当時の日本の実情に即したものはなかったからだ。

当時の生活改善は、柳田国男により批判されている。柳田曰く、いまだにぼろの古着を着ている人が多い中で、改良服の裁ち方を論じたり、まだ藁の中で寝ている人が多い中で、折り畳み式の寝台を解いたりするというような、実際の家庭環境に適應しない内容の改善案が提案されていたようだ。ある程度豊かな生活をしている家庭が基準となっており、この改革では、一群としての国民の進歩はなされないとしている〔柳田 1938: 33-50〕。

昭和になると、明治時代にもあった農業の効率化、つまり産業面の生活改善も活発化する。世界恐慌の影響を受けた農村を救済するために、農林省が農村漁村経済厚生運動を起

こす。主な目標は経済力の向上であり、方法として、失業対策や食料増産が挙げられたが、その中に住宅改善や保健衛生等、生活改善も含まれた。これらの活動が経済力の向上につながるのとらえられていた事が分かる。また、この更生運動では「自力更生」というキャッチコピーが用いられた。これは、戦後の生活改善でも引き継がれている考え方であり、農民たち自らが運動を主導する「考える農民」の先駆けといえるだろう。

1940年頃には大政翼賛会によって、国民運動が起こり、風俗改善も行われた。日中戦争や第二次世界大戦下では虚礼の廃止、年末年始の宴会の自粛や廃止が呼びかけられる。こちらは国民生活をよりよくしようとする生活改善というよりも、感染症拡大によって生活が変わったのと同様に、時代の変化に合わせた変革であるといえるだろう。

戦前の生活改善については以上であるが、田中や柳田の言葉からも、生活改善が困難であることや変化が受け入れられていないことが分かる。実際、戦後も生活改善は進められ、戦前に行われていたとされる冠婚葬祭をはじめとした儀礼の簡素化や衣食住環境の整備はその後も続けられていく事から、目指していた水準に達することはなかったのだろう。

3. 戦後の生活改善

次に、第二次世界大戦後の生活改善運動について述べていく。戦後の生活改善は大まかに分けて、生活改善普及事業と新生活運動の二つである。戦後の生活改善は民主運動を強く意識した活動となっており、さらに政府主導から民間や国民が主導する形に変化している。

(1) 生活改善普及事業⁽¹⁾とは

生活改善普及事業は1948年施行の農業改良助長法の趣旨を受けて起こった運動である。主体は農林省の農業改良局で、生活改善はその中の生活改善課で行われた。

当時の農村はGHQから封建的と評価されており、特に、農家女性については、農村において立場が低く、従属的な役割を担っていたといわれる。農家の女性達は、農作業に加えて、家事や育児、介護も担っており、多くの負担が強いられていた。当時の様子は、「男子と共に田圃や畑で働き、夕方は文字通り星をいただいて家に帰る。このとき男子は一度家に戻れば先ず一服、先ず一杯と寛ろぐことも出来るが、婦人は支度脱る間もおそしと大急ぎで家かけ上って、子供に乳を含ませながら暗い寒い台所で鍋窯の下に吹きつけなければならぬ」だった〔丸岡 1980 (1937) : 32〕と語られている。また、労働における負担が大きい一方、収益の分配においては正当な評価が行われておらず、自分の好きなことに時間やお金をかけることはできなかった。

そうした農村の改革のために起こったのが生活改善普及事業である。戦後、GHQは占領政策の一つとして共同農業普及事業を始める。その他の政策には農地改革、農業協同組合事業などがあり、この三つを農村民主化三大改革と呼ぶ。GHQは1945年12月9日に「農村解放の指令」を出し、「農民に対する技術的その他の知識を普及するための計画」の制作を日本政府に命じた。GHQ側には、日本を戦争に導いた格差社会や封建的な社会運営を廃止させるといった目的があったと考えられる。

最終的に、1948年にGHQから天然資源局農業課研究普及班長のリンゼー・A・ブラウンが作成した「農事研究および指導の国家

的誘導結合及び助成のための法律」という法律案（通称「ブラウン案」）が提示された。ブラウン案はまさにアメリカの制度を模したものであり、この原案をもとに、日本の行政機構に合わない部分を改訂した、農業改良助長法が施行されることになる。そしてこの農業改良助長法こそが、生活改善普及事業の大元となる法律なのである。このようにみると、共同農業普及事業はGHQの意向に大きく左右されていたことがわかる。当時の日本の農政は改良すべきものとして否定され、アメリカの生活改善が目指すべきモデルのように扱われていたのである。

ともすると、生活改善普及事業は先に紹介した民力涵養運動の再来ではないかとも取れてしまう。民力涵養運動も、ヨーロッパの運動に影響を受けて行われたものの、日本の実情に即さないとして批判を受けてしまっている。

実際、生活改善普及事業もたびたび同様の指摘がある。生活改善普及事業への研究において代表的な研究者である市田は、生活改善普及事業の総本山であった農林省振興局生活改善課（現農林水産省農蚕園芸局婦人・生活課）には、生活様式の基準を都市に定め、農村の生活を排すべきものとして「改善」しようとしたという負のイメージが付きまとっていたと述べている〔市田 1995: 1〕。共同農業普及事業がGHQの占領政策であることに加え、生活改善課の初代課長大森松代が東京生まれ東京育ちで、アメリカの大学に留学経験もある裕福な女性だったことも「生活改善は農村の生活を知らない都市の官僚による都市化の押し付けなのではないか」という負のイメージに加担した。

では、生活改善普及事業が農村の実情を無視したものだったのかというところとも言い

切れない。当時の農林省では生産を増やせば自然と生活もよくなるだろう、というような思想が強く、生活改善は二次のように扱われていた。普及員の数も生活改良普及員と比べて農業改良普及員の数が圧倒的に多かった。昭和25年に行われた第2回資格試験を受験した7251名の内、生活改善普及員資格受験者は864名、実際採用されたのは589名だったという〔市田 1995: 10-11〕。しかし、課長の犬森は生活をよりよくすることが、農家の生産向上につながると主張した。彼女は生活改善普及事業のスローガンを、農民たちが生活改善を自ら行う「考える農民」とすることで、内部からの改革を先導したのである。

生活改善普及事業の大きな特徴はそこにある。生活改善についての知識を持った改良普及員が全国に配置され、農山漁村民に指導していく形が取られたが、あくまで普及員はサポーターであり、主体は農民だったのだ。普及員たちは実際生活している農民に相談を受けながら、一緒になって生活をより良くしていった。農民たちは自主的に「生活改善実行グループ」（以下、実行グループと略す）と呼ばれる集団に属し、活動した。実行グループは共通の目的のために農家の人々が結成するもので、所属も脱退もあくまで自主的なものだった。農林省は、実行グループが婦人会のような地縁集団になることを避けようとしており、監視社会からの脱却の機会にもなったと考えられている。グループ活動は全国的な広がりを見せ、1953年からは毎年全国で実績発表会が始まり、1964年には実行グループの全国連絡研究が始まった〔田中 2011: 19〕。全国から実行グループの活動を表彰する動きが高まり、事業を支援する法人が生まれるなど活動の輪が広がっていくこととなる。

実行グループでは生活改良普及員の先導に

より、様々な政策が行われた。煙が出にくい改良かまどの研究や、栄養不足からの病気を防ぐために油脂摂取を奨励する運動、共同炊事に関する運動〔安井 2007: 67〕などの食生活の改善から、肌着の丈夫さの研究やより涼しい作業着の開発など衣服に関する研究〔安井 2006: 65〕など地域のニーズに即した形で行われている。

(2) 新生活運動とは

新生活運動の発端は、1947年6月20日の片山哲内閣発足にある。内閣発足と同時に行われた「新日本建設国民運動要領」の閣議決定により、困窮と精神の荒廃のなかにある国民を救済するための新生活運動が提唱された。とくに、合理的・民主的な生活習慣については、「生活の無駄をはぶき、ぜいたくを慎み、常に合理的に考え、能率的に処理する生活態度を養うとともに、封建的な風習を取り除いて、明るく快く健康な民主的生活習慣を打ち立てるように衣食住の全面にわたって国民生活に工夫と改善を行うこと」〔内閣制度百十周年記念史編集委員会 1995: 309-310〕⁽⁴⁾とあり、その後の生活改善運動まで徹底される思想を見て取ることができる。内容を確認すると、生活改善普及事業と新生活運動では目標が多少異なる事が分かる。生活改善普及事業には衣食住の改善や健康増進など根本的な生活水準を高めるための運動が行われている。一方、新生活運動は精神的な安定や合理的な生活といった、物質的には解決しがたい内容になっている事が分かる。

結局、その後運動が具体的に始まる前に片山内閣は総辞職し、計画は実行されることなく頓挫してしまっただ。その一方で、新生活運動自体は民間で続けられており、それから7年後の1954年に、鳩山内閣で新生活運動の実施が公約され、翌年には新生活運動協会が設立

された。「国民が自らの創意と良識により物心両面にわたって、日常生活をより民主的、合理的、文化的に高めること」〔田中 2011: 21〕を目標として、集会の開催や講師の斡旋・派遣が行われる。「国民が自らの創意と良識により」という文言から分かるように、生活改善普及事業と同様に国民が主導となって、各地域で活動することが重要視されていたようであるが、生活改善普及事業が普及員やグループの活動を通して、自ら問題を解決する力を養成していたのに対し、新生活運動には普及員のような直接的な手段がなかった。そのため、地域の自治組織や職場に推進団体の結成を促したり、すでに活動している婦人団体や青年団に協力を呼び掛けたりすることで、新生活運動は活動を広げていくことになる。こうした既存団体とは距離を置いていた生活改善普及事業とは異なる点である。

以上が戦後の生活改善の概要である。戦前指摘されていた実際の日本の農村に政策が即していないという問題点に、農民自らが主導するという手段をとることで対応した事が分かる。

戦後の生活改善は、半ば強制的でもあった戦前の生活改善や近年の感染症による変革とは異なり、国民自らが主導して、自分たちの地域での困りごとを解決していくという形がとられた。それまで困難であった生活改善を推し進めたきっかけであろう。

4. 風俗改善の実例

では、実際のどのような風俗改善が行われたのか、実例をいくつか紹介する。

戦前からたびたび注目され、現代でも議論の対象となりがちであるのが「冠婚葬祭の簡素化」だ。当然、戦後生活改善の元でも着目

された。生活改善普及事業の実施当時、食生活や衛生面の改善よりもむしろ、国民たちには風俗改善が注目されていたようだ。「当時の社会一般の強い風潮として「生活改善は冠婚葬祭の簡素化なり」と考えている人がほとんど全部であった」〔富田 2011: 46-47〕とまで言われている。そのため、寄生虫駆除や家庭清掃を優先する生活改良普及員の実行計画に対し、手ぬるいと批判する農民もいた〔富田 2011: 47〕。

先に述べたように、生活改善普及事業の主な活動は物質的な改善である。にもかかわらず、こういった批判があったのは、戦前の生活改善事業との混同が指摘されている。同じ名前でも内容が違ったことで混乱が生じ、受け入れられるまでに時間がかかったのではないだろうか。結局のところ、冠婚葬祭は年に数回しか行われず関心が薄まってしまった上、実際に冠婚葬祭の問題解決を実行の段階に移そうとすると、今までの習慣やその他の生活問題も深くかかわっているために実行しづらくなってしまい、満足に実行されることはなかった。最終的には「冠婚葬祭の問題を改善するまでに、まだまだ衣・食・住に対する考え方を変えなければ到底できない」〔豊田 2011: 47〕と結論づけられている。

しかし、1955年ごろから、もう一度冠婚葬祭の簡素化運動が動き始める。背景にあるのは新生活運動だ。1956年に成立した財団法人新生活協会が「冠婚葬祭の簡素化」「祝儀不祝儀の返礼の廃止」「虚礼の廃止」を目指す新しい社会生活環境として挙げている〔新生活運動協会 1982: 231〕。

事例として、田中は長野県塩尻市洗馬村の事例を紹介している。洗馬村公民館では1950年に「生活改善要綱」が定められ、結婚改善が明文化されている。嫁入り道具や結

納品の限度額も定められており、それらを近隣住民へ披露するという習わしも禁止された。それまでは結婚式のために無理な出資をする家が多く、そのことが問題視されていたのであった。さらに、「花嫁衣裳の共同利用」も行われた。花嫁衣裳はきらびやかで高価であるにもかかわらず、結婚式が終わった後使い道がないことが問題とされ、村が用意した花嫁衣裳を共同利用する動きがはじまった〔田中 2011: 296-298〕。

結婚改善について述べる上で避けては通れないのが、公民館結婚式だ。公民館は、1946年の文部次官通牒『公民館設置運営について』及び1949年の社会教育法の交付によって全国に配置された、総合的な社会教育施設である。公民館は「青年団婦人会などの町村に於ける文化団体の本部ともなり、各団体が相連携して町村進行の底力を生み出す場所」〔文部省 1946: 83〕として設置された。その上で、「上からの命令で設置されるのではなく、真に町村民の自主的な要望と努力によって設置せられ、又町村自身の創意と財力によって維持せられてゆくことが理想」〔文部省 1946: 83〕とされたのである。まさに、生活改善の思想とかみ合った施設であり、特に農村地に少なかった大きな広間のある集会所になりえたため、結婚式場や会議室としての利用が考えられた。当初は地方財政の困窮から、建物を建てる余裕がなく、施設のない「青空公民館」が多かったが、それも昭和の大合併によって市町村数が大幅に減った事で、公民館を設立できる自治体が増え、結婚式場としての運用が注目された。自宅で行われないことによって、今まで三日三晩続いていた宴会を早く終わらせたり、気軽な恰好で参加できるようになったりと、結婚当事者の負担も招待客の負担も少なくなった。結婚式や「披露宴の規模

が当事者の家格を表すものではなくなった」[山崎 2011: 437] ののである。

一方で、結婚改善には反発もあった。農村地域の結婚式は、地域住民の多くが集まり、宴会を開くという、楽しみの場でもあったことから、結婚式の簡素化によってそうした場が失われることに対して拒否感があったのである。実際に結婚式は、新郎新婦やその家族以外にも、多くの親類や近隣住民が関わるものであるから、全員にとって満足のいく結婚式にするのは至難の業であった。

また、風俗改善としては「迷信や古いしきたりの打破」も各地で行われた運動だ。

当時迷信として排除の対象になったものの例として福餅が挙げられる。福餅とは、神社で福をツキ込んだとされる餅で、新潟県の弥彦神社で元旦の餅撒きに使われた。しかし、それを拾おうとした人々が詰めかけ、圧死者が出るという事件があった。それが、「福餅という迷信によって引き起こされた事件」だとされて、福餅は悪しき迷信として認識されるようになった[田中 2011: 87]。

また、狐憑き、狐持ちも迷信として問題視された。狐を人に憑りつかせることのできる家筋があると信じ、その家の者を極端に非難するものである。特に島根県、高知県、大分県の一部で多く信じられ[石塚 1959: 11]、憑く動物が違うなど、いろいろなバリエーションで全国に広がっている。狐持ちの大きな特徴は、縁組によって伝播していくと考えられていることだ。狐持ちの家と縁組をすると、嫁婿と共に狐もやってきて、狐持ちではなかった相手の家庭も狐持ちになってしまうのである。この性質は、狐持ちと言われる家系の縁組を非常に難しいものにした。本人がどれだけ望んでも、親類から許可されず、あきらめるほかなかった。最悪の場合、親子の

縁を切る、無理心中をするといったケースに発展することもあった[石塚 1959: 11-12]。

島根県は、そうした問題に対し積極的に解決に乗り出している。1955年に島根県新生活運動協議会が結成し、迷信解消運動が動き始めた。島根県簸川郡湖陵村の青年の結婚問題に端を発し、日登中学校長加藤歎一郎を中心とする「結婚純化同盟」として、全県的運動にまで盛り上がった[島根県 1976]。

主に「冠婚葬祭の簡素化」と「迷信や古いしきたりの打破」を中心に、実際に行われた風俗改善の例を紹介した。ただし、この風俗改善が成功したかということには疑問が残る。実際に結婚改善が行われた後も、費用の増加は止まらなかった。公民館を使うことで縮小できた経費を衣装などに充てるようになりより華美になった[丸谷 2016: 83]り、祝儀や香典などの贈答は、一人の問題ではなく連鎖的に行うものであるから、お祝いを貰っておきながら返さないわけにかなかった[山口 2011: 370]りと、出費はあまり変わっていなかったようである。また、憑き物迷信もいまだに一部地域で残っており、1990年代前後にも、狐持ちの家であるとして婚礼が難航した事例もあった。

5. インタビュー調査

最後に、実際に生活改善に関わった人がどのように感じていたのか、インタビューによって調査していきたい。

インタビューは2022年12月に島根県松江市で行った。4人で同時に話を伺っており、自由に会話をしてもらったうえで、一部編集をしたものを紹介する。インタビューは以下の4人である。

Aさんは1937年に島根県松江市本庄地区

に生まれ、結婚後同じく松江市の竹矢地区(矢田)⁽³⁾に暮らしている。結婚前に青年団の活動で公民館結婚の準備を手伝っていた経験がある。

Bさんは1945年に鳥根県松江市竹矢地区(矢田)で生まれ、結婚後も同地区に暮らしている。青年団活動や公民館結婚式などに参加経験はない。

Cさんは1945年に鳥根県松江市古江地区に生まれ、結婚後松江市竹矢地区に暮らしている。結婚前に公民館結婚の準備を手伝っていた経験がある。

Dさんは1942年に鳥根県松江市竹矢地区に生まれる。Cさんの夫で、青年団活動などに参加している。

・公民館結婚への参加

A「(初めて参加した公民館結婚は)お父さんの里であった。隣が公民館の家で、近所の人が皆行った。ごちそう作ってね、会費もって結婚式に行った。このころは、みんな公民館結婚をしていた」

C「私たちが中学ぐらい(1950年代後半)かもしれない。私でさえ、何組も手伝とる。みんなで集合写真を撮ったものもあるわね」

Cさんは公民館結婚を行った際に、新郎新婦とその家族、運営していた青年団で撮った集合写真を持っていた。Aさんもいくつか持っていたが、すでに捨ててしまったという。

しかし、当の本人たちの結婚式は公民館では行われていない。実際に公民館結婚が盛んだったのは、彼女たちよりも上の世代だったようだ。

B「現役で(公民館結婚を)やっていた人は

もう、90歳くらいのおじいさんおばあさんになるだろうね」

C「中心で公民館結婚をやっていた人はぼちぼち亡くなっていて。女の人のほうが昭和16年までに生まれた人(2022年時点で82歳)までなら経験している人もいるだろうけど」

B「Aさんは公民館結婚じゃなかったかね？」

A「うちはお父さんがそんな雰囲気の人じゃなかったし、竹矢にはそもそも(公民館結婚の文化が)ないんじゃないか」

C「うちのおじいさんはそもそも存在を知らなかった」

AさんとCさんは結婚前に住んでいた地元では公民館結婚式に参加していたにもかかわらず、嫁入り先の竹矢地区には公民館結婚の習慣がなかったようである。地域差が大きくあったことがわかる。

・家での結婚式

C「小学生ぐらいのころ(昭和26年～32年まで)はまだ家で結婚しとったじゃないかね」

B「そうだね。近所であると見に行ったが」

A「金銭的な問題もあるし、派手になったのを抑えようって言われて」

C「みんな見栄を張るけん」

A「家ですればどんちゃん騒ぎで夜中までやらなくちゃいけない。それがよくないという不満がいろいろなところから出だして」

C「昔は酒なんかも、思うように飲まれなかったから、近所の人寄ってたかって、人の酒だからって(遠慮なく飲む)」

A「そのためにどぶろく作って出しとった。買うと高いから」

このように、家で結婚式を挙げていたころ（昭和20年代ころと思われる）は、衣服や酒、食事などに多くの負担がかかっていたようである。また、先行研究と同様に、結婚式が楽しみの場として機能していることもわかる。

B「家はお地藏さんが並びよったが」

A「そうそう、お地藏さんが大変だね。表（客間）で結婚式しとると、青年団というか若者がね、縁側にお地藏さんを並べよって。家にお嫁さんが落ち着くようになって（理由で）。それが来ると（お返しに）酒と魚を、若者のところにもっていかんといけんかった」

C「一つじゃなくいっぱい並べるかね」

B「一つなんて絶対ないわね。三つも四つも」

A「私のところは家で結婚するときにお地藏さんは来ないといけんかった。あそこはお地藏さんも来なかったらしいって噂になってしまう。それでみんな大きくて重いお地藏さんを持って行って。それを（元あった場所に）返さんといけんから、それが大変だわね。持ってきた人にはお酒と肴をもっていって、それをもって公会堂とかで若者が飲んでいた」

C「それが若いもの楽しみだったんだわ」

地藏を家に持ち寄るのは、家で結婚式を行う際の伝統的なしきたりである。また、同地域には「嫁ごさん見」という、地域の若い衆が障子に穴をあけて嫁を見ようとする風習があり、それによって障子がめちゃくちゃになるため初めから開け放しにしておかなければならないというしきたりもあった。どちらも家以外で結婚式を行うようになると行われなくなったしきたりである。

結婚式に地藏を家に持ち寄る、という風習

一つとっても、地藏を元の場所に返すことや、持ってきた若者たちにお返しをしなければならないこと、そして地藏が運ばれることが結婚式をした家の評価につながることなど、いくつもの負担が付属していた事が分かる。こうした小さな負担感の積み重ねが、若者を公民館結婚に移行させるきっかけだったのだろう。

・公民館結婚と青年団活動

A「公民館結婚した人は周りに結構いて、一番仲良かった一つ歳上の友人も公民館結婚だった。けどもう亡くなってしまった。一時期、俺も俺もみんな公民館で結婚した時があって」

C「青年団に入っていると、当たり前みたいに公民館でしていた。特に、当時は青年団の中で結婚する人が多かった。青年団ではスポーツ大会とかダンス大会とかがあって、その過程で結婚する人が増えて、その時に、じゃあ公民館でっていう話ができるんだわね」

C「私を手伝ったのも、皆青年団のメンバーだった。私のところは青年団のメンバー内だけでしていた気がするけど」

A「だから後に続かなかった。時代も変わって」

D「わしらが高校卒業したくらいのころには青年団っていうものは無くなりかけていたからね。高校を卒業したのが昭和36年くらいか。かろうじて4Hクラブ⁽⁴⁾ってものがあって」

C「でも、4Hクラブも、私の一つ上の世代までは4Hクラブ入っていて、大会とかに出ていたけど、私たちの代から無くなってしまっ」

D「青年団はかろうじてあったけどね。もう、

無くなりかけていた。38年、40年ごろまでだわ。あることにはあるけど、本気で活動してなかったと思う」

公民館結婚は青年団活動と深くかかわっていたようである。公民館結婚は青年団が運営をしており、また多くの新郎新婦は青年団のメンバーだったようだ。これは、風俗改善を積極的に推し進めた新生活運動が、自治組織に頼ったものであったことと連動しているのだろう。しかし、その青年団の活動もだんだんと縮小され、会館なども出来ていったことで、公民館結婚式は数を減らしていった。

・年中行事の風俗改善

- A「子供の日のこいのぼりとかは立てるといけないと言われていた」
- D「息子が生まれた時（1970年頃）に大きなこいのぼりを立てたら、すぐに近所の人にやめろって怒られたわ」
- C「そのころにはもうだいたい、こいのぼりがいけないという風潮が薄れていたんだけどそうだったからね。それより前はもっとひどかっただろうね。まだ気にする人も、地域によっていた」
- D「たしか婦人会の申し合わせかなんかでこいのぼりをやめるようになったんじゃないか」
- A「あの頃は、婦人会が力があって、町内でも声が大きかったからね。どんどん（こいのぼりが）派手になるが。それと、子どもが悪い思いをするから。こいのぼりがない家だとね。大きい家もあれば、無い家もあるだと、格差を感じてしまうから」
- C「見栄張るのをやめるかって」
- B「今はもうマンションとかでそもそも飾れないところも増えたね」

C「それに横着になってね。こいのぼりなんて、あんなめんどくさいことやろうと思わんわね。雨が降ったら下ろさんといけん、朝になったら上げないといけん、誰がするってこともない」

A「昔は誰かが家にいたからまだいいけど、今はみんな勤めに出てるからね」

C「今はもう誰も文句なんて言わないけど、上げる人おらんが」

A「上がっているところがあると、珍しいと思うよね」

当時と比べ、生活が多様なものになった現代では、年中行事も形式が変わり、装飾品などが家の規模を表すものではなくなった。かつて貧富の差を如実に表していた年中行事の道具たちが、今の生活様式ではそういった側面を持たなくなっている。もともとは地域住民へ見栄を張って無駄な浪費をしてしまうことを防ぐために禁じられた風俗だったにもかかわらず、その文化自体が廃れてしまったのは皮肉なことである。これを改善とするならば、こいのぼりはそもそもしなくてもよい無駄なものだったのであろうか。

・葬式の風俗

- B「葬式は、昔は土葬だから、みんなで順番に穴を掘って」
- C「隣保って言ってね、葬式の時はみんなで集まって。芝組合っていうやつだわ」
- A「土を掘った人は穢れているから、最初にお風呂に入れてもらえてね」
- C「作業着も、その家が出さないといけなかった。捨ててもいい服を用意して。でも、穴掘る人がだんだんいなくなってね。もう土葬なんてする人がいなくなってから、隣の家は土葬するって言って。だれもが嫌だけ

ど土葬なら仕方ないから、隣保で集まって掘って。だけど、もうそういう作法を知らなかったんだろうね。私たちが風呂を沸かしたら、家の人が先に入ってしまったて呆れたわ」

B「あとは、昔は近くに住む人はみんな檀家で同じ宗派だったけど、最近はいろんな人が増えて。昔、ある人が土を掘りに隣保の家に行ったら宗派が違ったらしくて、母親に「人の葬式に行っちゃいけない」って怒られたって聞いたわ」

C「あんなもの無くなってよかったわ。コロナもよかった。めんどくさいことが無くなって、大きい会館を借りなくてよくなった」

B「花の戒壇なんて何十万するからね。今コロナで七日法事もなくなってるからね。折と酒くらいで済みますから」

C「ほんの親戚だけ呼ぶだけで。昔は隣保の者とかも最後まで残って念仏したりして。今はそれもないし。ここだと受付を手伝うくらいで」

はじめに述べた通り、近年のコロナによって大きく姿を変えた葬儀だが、実は生活改善運動ではあまり注目されなかった。おそらく、葬儀を取り仕切るのは、家長をはじめとした年長者であって、結婚改善などに乗り気だった若者世代ではなかったことが要因だろう。生活改善は若者の文化だったのだ。

5. インタビューを受けて

今回のインタビューでは、主に結婚式、年中行事、葬式の三つの事象について聞くことができた。また、本庄、古江、竹矢、矢田と、現在では同じ松江市内でありながら風習や改

善方法には地域によって差異があり、まさに、地域住民主体の改善が行われていたことが推測される。

改善の主導団体として、結婚式の改善には青年団が、年中行事の改善には婦人会が挙げられたのに対し、実行グループの名前は出なかった。生活改善普及事業では「考える農民」をスローガンに、封建的な地縁集団であるとされた婦人会からグループを切り離すことがすすめられた〔市田 2021: 7〕。しかし、こと風俗改善に関しては、やはり生活改善普及事業ではなく新生活運動が中心だったのであろう。

インタビューでは、結婚式や葬式を家で行う負担や年中行事の道具が経済力の指標となり、地域内で比べられることによる見栄の張り合いがあったと語られる。若者たちにとって、その負担や重圧は改善すべき課題だった。

しかし、ただ課題観を持っていたことが風俗改善につながったわけではない。長い間受け継がれてきた風習を変えるほどのエネルギーが動いた要因は「流行」にあるのではないか。

インタビューでは、Aさんが「一時期、俺も俺もでみんな公民館で結婚した時があった」と当時を振り返っている。この言葉は、彼らにとって公民館結婚式は、費用削減のために行うものではなく、自らの意思で望んで行うものであることを示している。当時の人々にとって、古いしきたりの元肅々と行われる結婚式よりも、友人たちと共に計画した公民館結婚式が、最新式で革命的な結婚式であったのだろう。また、改善のために集会を開いたり、理想の生活について計画を巡らせたりといった活動そのものが彼らにとっては楽しみであり、力の源だったのではないだろうか。

6. おわりに

今回は、生活改善が始まった流れを明らかにしつつ、長く続いた風習に対抗した若者たちの風俗改善を、事例の紹介とインタビューによって振り返った。新生活運動を源流とした風俗改善は、地域の若者たちによって主導され、革新的で最先端の流行となって全国へ広がっていった。

生活改善は、いまだ終わることがない。そもそも、何が改善すべき因習なのかは時代や個人の価値観によって変わるものであって、変化には反発がつきものだ。だが、人々が生活をよりよくしようと立ち上がらなければ、生活が改善することはありえない。戦後の生活改善は、封建的な社会で抑圧されていた若者でも、自分たちの力で生活を変えることができるとして彼らの心をつかんだ。

感染症によって大きく変わった風俗も、改めてその必要性を問い直すきっかけとなった。もともとは、感染症対策という不本意な自粛だったかもしれない。しかし、意義や目的を見定めた結果、感染症が収まってからも元通りにならず、新たなライフスタイルとして確立したものは多い。例えば、松江市内では、感染症をきっかけに飲酒を伴う会議が見直され、構成員の自発的な意見から、その後もペットボトルのお茶のみの提供となったという事例が聞かれた。今も昔も、よりよく変化したいと思う人々の自発的な思いによって、風俗は作られていくのである。

註

(1) 生活改善普及事業の根拠となっている農業改良助長法の第一条の条文は以下のとおりである。

「第一条 この法律は、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換することができるようにするため、農業に関する試験研究及び普及事業を助長し、もつて能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図り、あわせて農村生活の改善に資することを目的とする。」

(2) 新日本建設国民運動要綱には、方策も示されている。以下、新日本建設国民運動要綱より抜粋。

一、各界代表者の積極的協力を求め、その創意に基く実践運動方策の答申を持ち寄つて、各界それぞれのイニシアティブの下に運動を推進する。

二、全国各地に国民運動協議会を開き盛んな討論と研究によつて本運動を促進する。

三、学校、学校関係団体、青年団、婦人会、労働組合、農民組合、各種産業団体、法曹団体、文化団体、宗教団体等の奮起を促し、本運動の推進力たらしめる。

四、公民館を活用し、地方の実情に即して新生活の確立を図る。

五、憲法普及会のかつぱつな活動を促し、同会を主体とする政治教育運動の推進を図る。

六、勤労者の教育を徹底し、職域を中心とするリクリエーション運動を促進する。

七、新聞、雑誌、放送、映画、演劇、音楽、文芸等を通じて本運動を展開する。

(3) 矢田地域は、竹矢地区の西部に位置する地域で、東部に位置する竹矢地域とは異なる風俗を持つことがあるので、今回のインタビューでは別の地域として扱う。

(4) 4Hとは、「Head」「Heart」「Hand」「Health」の頭文字をとったもので、それぞれ知能、

愛、技術、健康を表している。アメリカから全世界に広がった、若い農民たちによる共助グループで、日本では農林省農業改良局生活改善課の所轄事項として生み出された。農業経営のための技術を学んだり、農機具の研究などを行う例が多い〔尾崎 1950: 42-44〕。

参考文献

- 朝酌公民館 2001『朝酌郷土誌』
- 天野寛子 2001『戦後日本の女性農業者の地位——男女平等の生活 文化の創造へ』ドメス出版。
- 有馬洋太郎 2011「埼玉県の女性が語る生活改善普及事業」田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村運動の生活改善事業と新生活運動』、pp.141-166、農山漁村文化協会。
- 石塚尊俊 1959『日本の憑き物——俗信は今も生きている』未来社。
- 市田(岩田)知子 1995「生活改善普及事業の理念と展開」『農業総合研究』49(2):1-63。
- 2001「戦後改革期と農村女性——山口県における生活改善普及事業の展開を手掛かりに」『村落社会研究』8:24-35。
- 2021「生活改善普及事業の歴史的役割～組織からネットワークへ～」『にじ』678:5-12。
- 伊藤和枝、鏝吉、八丁雄子 2002『New 給食管理』医歯薬出版。
- 岩本通弥 2019「日本の生活改善運動と民俗学——モダンゼーションと〈日常〉研究」『日常と文化』7:15-32
- 2011「家族をめぐる二つの生活改善運動——民力涵養運動と新生活運動」田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村運動の生活改善事業と新生活運動』、pp.91-118、農山漁村文化協会。
- 植田淳子 2017「戦後日本の農家女性をめぐる研究の到達点と課題」『観光学』16:1-12。
- 大槻優子 2014「生活改善普及事業における普及活動と農家女性—生活改良普及員からみた農家女性の変化—」『医療保険学研究』5:71-88。
- 大沼正吉 1955『生活習慣と迷信』技報堂。
- 尾崎太郎 1950「4Hクラブについて」『聖森』5:42-44。
- 片倉和人 2011「生活改善普及事業の思想——山本松代とプラグマティズム」田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村運動の生活改善事業と新生活運動』、pp.119-139、農山漁村文化協会。
- 佐藤一子・千葉悦子・宮城道子 2018『〈食といのち〉をひらく女性たち 戦後・現代、そして世界』農山漁村文化協会。
- 島根県 1960『アメリカの普及事業のあらまし』
- 島根県 1967『新修島根県史 通史編2 近代』
- 1967『新修島根県史 通史編3 現代』
- 新生活運動協会 1982『新生活運動協会二十五年の歩み』
- 全国農業改良普及協会 1998『写真でたどる農業と普及事業の50年』
- 1998『普及事業の五十年』
- 1998『時代の証言』
- 田代洋一 2004『日本農村の主体形成 (21世紀の農業・農村)』筑波書房。
- 田中宣一 2011「生活改善諸活動について」田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村運動の生活改善事業と新生活運動』、pp.11-27、

- 農山漁村文化協会。
- 2011「新生活運動と新生活運動協会」田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村運動の生活改善事業と新生活運動』、pp.59-90、農山漁村文化協会。
- 2011「塩尻市旧洗馬村での生活改善への取り組み」田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村運動の生活改善事業と新生活運動』、pp.288-305、農山漁村文化協会。
- 谷口博 1999「戦後生活様式の変化と貧困問題についての一考察」『佛大社会学』24：134-142。
- 富田祥之亮 2011「農山漁村における「生活改善」とは何だったのか——戦後初期に開始された農林省生活改善活動」田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村運動の生活改善事業と新生活運動』、pp.29-58、農山漁村文化協会。
- 中間由紀子・内田和義 2009「戦後改革期における生活改善普及事業と婦人会—鳥根県を事例に—」『農林業問題研究』45：108-113。
- 中間由紀子・伊藤康宏・内田和義 2006「生活改善普及事業の導入と展開—後発鳥根県を事例に—」『鳥根大学生物資源科学部研究報告』11：59-64。
- 2008「生活改善実行グループと婦人会—鳥取県を事例に—」『農村生活研究』136：12-21。
- 農林省農業改良局普及部生活改善課 1954『生活改善普及活動の手引き』
- 速水保考 1999『憑きもの持ち迷信——その歴史的考察』明石書店。
- 松江市竹矢公民館 1990『続竹矢郷土誌』
- 松江市古江公民館 1968『古江百年史』
- 松本寿子・石田章 2010「鳥根県における生活改善普及事業」『開発学研究』21：35-43。
- 丸岡秀子 1980（初版：1937）『日本農村婦人問題—主婦、母性篇—』ドメス出版。
- 丸谷仁美 2016「秋田県内における結婚式の改善運動—公民館結婚式を中心に—」『秋田県立博物館研究報告』41：73-86。
- 安井真奈美 2006「村の暮らしを改善する—ある生活改善専門技術員の聞き書きより—」『山口県史』14：59-80。
- 2007「農村女性にとっての生活改善とは—山口県下関市菊川町における戦後の共同炊事より—」『山口県史』15：66-87。
- 柳田国男 1979『木綿以前の事』岩波文庫。
- 山口陸 2011「冠婚葬祭の簡素化は可能か——山形県南陽市の贈答記録を中心に」田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村運動の生活改善事業と新生活運動』、pp.352-372、農山漁村文化協会。
- 山崎祐子 2011「青年団による呼応民間結婚式」田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村運動の生活改善事業と新生活運動』、pp.415-438、農山漁村文化協会。
- 山本多佳子 2011「昭和二十年代の村づくり運動と生活改善——山梨県八代郡富士見村（現笛吹市）の試み」田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村運動の生活改善事業と新生活運動』、pp.307-327、農山漁村文化協会。
- 吉田佐柄子 1999「生活改善」『生活学事典』、p.539、ティビーエス・ブリタニカ。
- 米山俊直 1967『日本のむらの百年——その文化人類学素描』日本放送出版協会。

参考 URL

農林水産省ホームページ
「令和元年度 食料・農業・農村白書」(2020

- 年6月16日公表)
zenbun-2.pdf
entry/20110210/1297344821
(2011年2月10日記載、2022年12月12日
閲覧)
- 特定非営利活動法人 地域資料デジタル化研
究会ホームページ「Digi-KEN」
http://www.digi-ken.org/ (最終閲覧日：
2022/12/12)
「新日本建設国民運動要領」
https://rnavi.ndl.go.jp/cabinet/bib00802.
html (最終閲覧日:2022/12/11)
- 鳥根県ホームページ
「鳥根県農業技術センター」
https://www.pref.shimane.lg.jp/nogyogijutsu/
(最終閲覧日:2022/12/12)
文部科学省ホームページ
「学制百年史」(1981年9月5日発行)
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/
html/others/detail/1317552.htm
- 鳥取県ホームページ
「鳥取農業改良普及所」
https://www.pref.tottori.lg.jp/12235.htm
(最終閲覧日:2022/12/12)
総務省ホームページ
「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特
徴」https://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.
html (最終閲覧日:2022/12/15)
- 福島県ホームページ
「会津農林事務所 喜多方農業普及所」
http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36242a/
(最終閲覧日:2022/12/12)
国立教育政策研究所
「令和三年度公民館に関する基礎知識」
https://www.nier.go.jp/jissen/book/r03/
index.html#kouminkan
(最終閲覧日:2022/12/20)
- 熊本県ホームページ
「熊本県広報誌「広報くまもと」1957年9月号」
https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/1/
3568.html (最終閲覧日:2022/12/12)
- 公益財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養
専門学校ホームページ
http://www.koibuchi.ac.jp/ (最終閲覧日：
2022/03/12)
- 富田歩「会費で成り立つ結婚式」、『関西学院
大学 現代民俗学 島村恭則研究室ウェブサ
イト』
https://shimamukwansei.hatenablog.com/